

津ここ第7934号

平成25年2月18日

医療機関 各位

津山市長 宮地 昭範

(公印省略)

津山市子ども医療費公費負担制度の年齢拡大について (依頼)

時下 益々ご清栄のことと存じます。

平素より、子ども医療費公費負担制度の運営につきましては、格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、津山市では下記のとおり、平成25年4月1日から、外来にかかる医療費の助成の対象年齢を中学3年生まで拡大し(現行は小学6年生まで)、小学生と中学生の外来にかかる医療費の本人負担分を「1割・月額上限額を44,400円」とします。(3月定例市議会での議決後、確定します。)

岡山県内の医療機関においては現物給付を基本としており、この度の制度改正の対象者には、3月下旬に受給資格者証(別紙見本のとおり)を送付する予定にしております。

つきましては、4月1日から現行制度に加え、中学生の資格者証提示後の外来医療費の取扱いにつきましても、窓口にて「1割・月額上限額44,400円」としていただきますようお願いいたします。

また、「子ども医療費公費負担制度」のチラシを同封しておりますので、ご参照くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら担当課までお問合わせください。

記

子ども医療費公費負担制度の外来分について

○ 現行(平成25年3月31日まで)

対象	小学校就学前	小学生	中学生
自己負担割合	無料 (2割負担の全額を公費負担)	1割(月額上限額44,400円)	3割
※ひとり親家庭等医療費公費負担制度又は心身障害者医療費公費負担制度該当者は、それらの制度が優先となります。			

○ 改正後(平成25年4月1日～)

対象	小学校就学前	小学生・中学生
自己負担割合	無料 (2割負担の全額を公費負担)	1割(月額上限額44,400円)
※ひとり親家庭等医療費公費負担制度又は心身障害者医療費公費負担制度該当者は、それらの制度が優先となります。		

※入院医療費については現行どおり、中学校修了まで「無料」です。

※別紙もご参照ください。

※問合わせ先

津山市 こども課 子育て支援係

(津山すこやか・こどもセンター内)

電話 0868-32-2065 (直通)

(別紙)

津山市子ども医療費公費負担制度の拡大について

- 1 平成25年4月1日から、現行制度に加えて中学生(満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の外来医療費の本人負担分を、「1割・月額限度額44,400円」と制度改正します。
- 2 従前どおり、所得制限はありません。
- 3 対象者には、平成25年4月1日から「子ども医療費受給資格者証」(黄色)を交付します。健康保険証とともに受給資格者証を提示した小学生及び中学生の子どもの県内医療機関の窓口での自己負担を、外来医療費につきましては「1割・月額限度額44,400円」、入院医療費につきましては「無料」としていただきますようお願いします。

ただし、外来医療費については、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」又は「心身障害者医療費受給資格証」をすでにお持ちの方は、それぞれの公費負担制度が優先になりますのでご注意ください。(入院医療費につきましては、子ども医療費公費負担制度に該当し、窓口での自己負担は従前のおり「無料」です。)

小学生・中学生の方

ひとり親家庭等医療費受給資格証 } をお持ちの方
心身障害者医療費受給資格証 } (入院のみ)

受診の際は必ず保険証に加えて提出してください。
この資格者証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

岡山県											
子ども医療費受給資格者証											
公費負担者番号	8	5	3	3	0	0	3	3			
受給資格者番号											
受給資格者	住所										
	氏名										
	生年月日	平成	年	月	日生						
一部負担金の割合	外来	1割	入院		無料						
	月額上限額	外来	44,400円	入院		無料					
有効期間	平成25年4月1日から 平成 年 月 日まで										
上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。											
											津山市 長之印
(市町村長名印) 岡山県 津山市長											
保険医療機関・保険薬局の方へ この資格者証により診察を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。 また、その場合、レセプトの「負担金額」欄には「0円」と記入してください。											

受診の際は必ず保険証に加えて提出してください。
この資格者証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

(入院用) 岡山県											
子ども医療費受給資格者証											
公費負担者番号	8	5	3	3	0	0	3	3			
受給資格者番号											
受給資格者	住所										
	氏名										
	生年月日	平成	年	月	日生						
一部負担金の割合	無 料										
有効期間	平成25年4月1日から 平成 年 月 日まで (入院診療のみ)										
上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担します。 ※この資格者証は入院のみ使用できます 平成25年4月1日											
											津山市 長之印
(市町村長名印) 岡山県 津山市長											
保険医療機関・保険薬局の方へ この資格者証により診察を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。 また、その場合、レセプトの「負担金額」欄には「0円」と記入してください。											

お問い合わせ先

津山市 こども課 子育て支援係
(津山すこやか・こどもセンター内)
TEL 0868-32-2065(直通)

津山市子ども医療費公費負担制度のご案内

平成25年4月1日から、外来分に関して医療費の助成となる対象年齢が拡大します。
 平成25年3月31日までは、外来分は小学校6年生修了まで、入院分は中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の助成を行っています。

子ども医療費公費負担制度とは、中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の助成を行う制度です。平成25年4月1日からは、制度が次のようになります。

■対象

○対象者

津山市に住民票があり、健康保険に加入している方が対象となります。

- ・ 外来・入院とも… 中学校3年生修了まで（満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）
 ただし、小学生及び中学生で心身障害者医療費、又はひとり親家庭等医療費公費負担制度を受けられている方は、外来分については それらの制度（心身障害者、ひとり親）がそれぞれ優先となります。（この場合には、子ども医療費受給資格者証は入院用のみのものになります。）

※生活保護受給者や児童養護施設入所者は対象となりません。

○対象となる医療費

保険診療での自己負担額を助成します。

※保険外診療（健康診断、予防接種、食事療養費、差額ベッド代、薬の容器代等）は対象外です。

※高額療養費分や付加給付分（加入医療保険に別途請求が必要）は対象外です。

※救急診療受診等での時間外選定療養費は自己負担していただく場合があります。

○自己負担割合

対象児童	外 来	入 院
小学校就学前	無 料	無 料
小学生・中学生	1 割 (負担上限月額44,400円)*	無 料

*小学生及び中学生では、外来診療において保険診療分の1割を自己負担していただき、1カ月の自己負担額が44,400円を超えたときは、その超過分も市が負担します。

*対象児童が入院される場合は、加入医療保険者で「限度額認定証」の発行を受け、医療機関窓口で保険証、「子ども医療費受給資格者証」とともに提示していただくようお願いします。

■受給資格者証の交付

申請により、「子ども医療費受給資格者証」を交付します。

○申請窓口

こども課（津山すこやか・こどもセンター1階）又は、各支所市民生活課

○申請に必要なもの

『印鑑』と『子どもの健康保険証』

受給資格者証は申請日の翌月1日から有効となります。

受給資格者証が使用できるようになる前に受診された場合は、払い戻しの手続きが必要です。

○受給資格者証の種類

対象の子どもの年齢によって、2種類の受給資格者証があります。

- ・ 小学校就学前 …………… 有効期間が小学校就学前までの証（白色の証）
- ・ 小学生及び中学生 …… 有効期間が中学校3年生修了までの証（黄色の証）

※心身障害者医療費、又はひとり親家庭等医療費公費負担制度を受けられている方は入院用の白色の証です。

※小学校就学前の受給資格証をお持ちの方には、小学生になるときに、中学3年生までの新しい証をお送りします。